# 資料編





# 事業一覧

## 基本目標 | 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います

個別目標 | - | 子育て家庭に対する相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	保育サービスア ドバイザーによ る相談	保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産 予定の方に多様な教育・保育施設や地域の子 育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を 行います。	保育サービス課	
2	子育てひろばに おける子育て相 談	保育園や児童館に設けられた「子育てひろば (地域子育て支援拠点事業)」で、子育てに 関する不安や負担感を軽減するため、子育て の楽しさを知らせるための相談・助言を行う ほか、保育園については、保育園入所のため の相談支援等も併せて行います。	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援 センター	
3	保育所の子育て 相談	認可保育所で、来所または電話による育児相 談を行い、地域の子育てを支援します。	保育サービス課	
4	保育所での保育 体験と相談 (育児応援券)	妊娠・出産・子育てに関する不安や負担感を 軽減するとともに、妊婦・乳幼児・保護者に おける心身の健康維持・増進を図るために、 区立保育園及び一部の私立保育園で情報提 供、子育て相談・助言及び保育体験など切れ 目のない支援を行います。	保育サービス課	
⑤	私立幼稚園にお ける子育て相談	子育て全般に関する相談に応じています。 (全体会や個別対応など)	教育総務課	
6	児童館の子育て 相談	児童館を地域の身近な相談窓口として、教員 免許や保育士資格などを持った専門知識を有 する児童館職員が子育て全般に関する相談に 応じます。	子育て支援課	
7	幼児教育相談	幼稚園児、保育園児、在宅児の保護者を対象 とし、幼児教育に関する情報提供・相談事業 を行います。	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
8	就学相談	関係機関(特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関等)との緊密な連携のもと、お子さんの障がいの種別や程度に応じて、一人ひとりの力をより伸ばす教育環境への就学や転学・通級の相談に応じます。	教育センター	おおた教育ビジョン
9	教育相談	子どもの性格・行動・生活・友人関係・学習 や進路等の悩みついて、電話や面接による相 談に応じます。	教育センター	おおた教育ビジョン
(1)	子ども家庭支援 センターにおけ る相談	子どもや子育て家庭の抱える問題や不安、悩み、疑問など、あらゆることについて、相談員が相談に応じます。「子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)」で子どもと過ごしながら相談することも可能です。	子ども家庭支援 センター	_

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
11)	外国人相談窓口 の運営	日本語が不自由な在住外国人が区内で安心安全に暮らせるよう、国際都市おおた協会において、外国人を対象にした日常生活に関する相談や、区立施設への通訳派遣・翻訳を、英語、中国語、タガログ語等の多言語で行います。	(一財) 国際都 市おおた協会	「国際都市おお た」多文化共生推 進プラン
(2)	障がい児等の早 期支援 (相談・療育等)	こども発達センターわかばの家において、発達障がい児及びその疑いのある乳幼児の保護者からの相談を受け、発達状況に応じた支援を行います。	障害福祉課 (わかばの家)	おおた障がい施策 推進プラン
(3)	児童の発達相談・ サービス等利用相 談	心身の発達に遅れや偏り、また、その疑いのある乳幼児や子育てについての心配や悩み等の発達相談を実施します。また、18歳未満の児童を対象に、通所サービス等を利用するための「障害児支援利用計画」や「サービス利用計画」の作成を行う計画相談を実施します。	障害福祉課 (わかばの家)	おおた障がい施策 推進プラン
(4)	家庭相談・女性 相談	①夫婦・親子関係や結婚、離婚、相続、扶養などの家庭内の悩みや心配ごとの相談 ②母子家庭等および寡婦の経済上の問題・児童の就学などに関する相談 ③緊急の保護やパートナーの暴力などに関する相談	生活福祉課	おおた子どもの生 活応援プラン
(5)	ひとり親家庭の 相談	ひとり親に関する施策の案内や、生活につい ての相談を実施します。	生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
(6)	離婚と養育費に 関わる総合相談	子どもが健やかに成長するための環境整備を 支援するため、精神的・経済的に負担が大き い離婚や養育費にかかわる問題について、弁 護士による無料法律相談を実施します。	福祉管理課	おおた子どもの生 活応援プラン
7	子ども生活応援 臨時窓口の運営	「生活困難層」の家庭の孤立防止と課題の深刻化を防ぎ早期の支援に繋げるため、子育て世代の保護者が各種手続きに来庁する機会を捉え、大田区生活再建・就労サポートセンター(JOBOTA)による出張型の臨時相談窓口を開設します。	蒲田生活福祉課	おおた子どもの生 活応援プラン

## 個別目標 I-2 子育ての情報提供の充実

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	子育てハンド ブックの発行	子育ての不安や悩みが少しでも解消できるように、育児のアドバイス、大田区の子どもや 子育てに関する事業を掲載した手引書を作 成・配布します。	子育て支援課	
2	保育サービスア ドバイザーによ る相談(再掲)	保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産 予定の方に多様な教育・保育施設や地域の子 育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を 行います。	保育サービス課	
3	大田区きずな メールの配信	妊婦や乳幼児の保護者が安心して出産・子育 てできるよう、子どもの健康や子育てのアド バイス、区のイベント情報などをタイムリー に配信します。	健康づくり課	おおた健康プラン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
4	外国人向け多言 語情報紙の発行	日本語を母語としない外国人が地域で安心 して生活できるよう、必要な地域情報、身 近な生活情報などを、より多くの言語やル ビ付きの日本語で提供します。		「国際都市おお た」多文化共生推 進プラン
(5)	児童館子育て講 座の開催	子育てに有益な知識を得られる講座を開催 します。	子育て支援課	
6	児童虐待防止に 向けた啓発の推 進	大田区における児童虐待への対応力を高めるため、「児童虐待対応マニュアル」を改訂するとともに、新設保育施設等への配布により啓発活動を推進します。		
7	発達障がいの理 解啓発の推進	発達障がいの理解啓発と地域支援力の向上 のため、講演会・シンポジウムの開催、啓 発パンフレットの作成・配布を行います。	障害福祉課 (わかばの家) 障がい者総合サ ポートセンター	おおた障がい施策 推進プラン
8	サポートブック かけはし作成講 座の開催	継続した支援を受けるには、お子さんの生い立ちや医療・療育・教育の情報を幼児期から整理しておくことが重要です。サポートブックかけはしの普及に努め、作成講座の開催により、本人の発達の様子や得意分野を再認識し、保護者相互の交流の機会を設けます。	障害福祉課	おおた障がい施策推進プラン

## 個別目標 I-3 子育て家庭の地域との交流の促進

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	子育てひろば	児童館、子ども家庭支援センター及び一部の 保育園に設置され、親子でゆったり過ごしな がら、子育ての不安や悩みを気軽に相談でき る場所です。子育ての情報を提供し、子育て 親子同士の交流を進めます。	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援 センター	
2	ファミリー・サ ポート・センタ ー事業	育児の手伝いをしてほしい人(利用会員)と 地域の育児の手伝いをしたい人(提供会員) の両者を会員とし、地域の提供会員が利用会 員と交流しながら、育児の支援を行います。	子ども家庭支援センター	
3	初めてのお子さ んのパパ・ママ 子育て教室の開 催	乳児とパパ・ママが一緒に参加する教室を開催し、夫婦の相互理解を深め、家族力の向上を目指します。他の子育て家庭と子育ての悩みを共有することで、子育ての不安解消と仲間作りにつなげていきます。	子ども家庭支援センター	
4	保育所の園庭開 放	地域の子育ての拠点として認可保育所の園庭 を乳幼児親子に提供し、情報交換や仲間づく りを進めます。	保育サービス課	
5	体験保育	家庭で育児をしている方に、親子で保育所で の遊びや子ども同士の交流を体験する機会を 提供します。	保育サービス課	
6	地域の育児支援	地域の中での育児を民生委員・児童委員が支 援します。	福祉管理課	大田区地域福祉計画

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
7	親子で遊ぼうイ ベントの開催	さまざまな遊具を使った遊びを I ~ 3 歳未満の子どもと保護者に提供する出前型講座です。子育て応援コーナー運営委員会がボランティアや地域の民生委員・児童委員とともに企画、運営します。	子ども家庭支援センター	
8	子育て応援コー ナー運営委員会 による子育て講 座の開催	子育てをテーマに保護者や子育て支援者を対象にした保育付きの講座です。講師による講演会の他、栄養士と実習する離乳食の作り方など子育てに関する学びの機会を提供します。	子ども家庭支援 センター	
9	子育てサロン 「キッズな」の 開催	キッズな大森「子育て応援コーナー」を会場にボランティアや民生委員・児童委員が読み間かせ・手遊び紙芝居、お茶会、手作り会、ベビーカーメンテナンス、展示等を定例的に実施し、親子と地域の方々との交流を図っています。		
10	子ども交流セン ターの運営支援	地域が中心となって設立した NPO 法人「おおもり子どもセンター」と区が協働し、子ども交流センターを通して地域の子育て・子育ちを支援します。	子育て支援課	

## 個別目標 | -4 子どもの心への寄り添いと保護者の養育への支援

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
1	(仮称)大田区 子ども家庭総合 支援センターの 整備	日ごろの子育て相談から深刻な虐待への対応まで、児童のあらゆる課題に対応するため、子ども家庭支援センターの相談機能に加え児童相談所の機能を併せ持つ「(仮称) 大田区子ども家庭総合支援センター」を設置します。	子育て支援課	
2	母子(女性)緊 急一時保護事業	家庭内のトラブルで、緊急に保護が必要な 時、一時的な生活の場を提供します。	生活福祉課	
3	要支援家庭を対 象としたショー トステイ事業	児童を養育することが一時的に困難となった 要支援家庭を対象としたショートスティサー ビスを実施します。	子ども家庭支援センター	
4	虐待防止支援訪 問	養育困難家庭、養育不安の強い家庭等、子ど もの健全な成長が懸念される家庭を訪問し支 援します。	子ども家庭支援センター	
5	見守りサポート 事業	虐待により、一時保護や施設入所した児童が 家庭に戻った時や軽度の虐待と認定されたと き、その家庭に対し、児童相談所の要請によ り、見守りサポート支援を行います。	子ども家庭支援センター	
6	養育支援訪問事 業	養育を支援することが特に必要な家庭に対 し、養育に関する相談、助言指導等の支援を 行い、児童虐待を未然に防止します。	子ども家庭支援 センター	
7	養育支援家庭訪 問事業「ゆりか ご」	すこやか赤ちゃん訪問事業と連携し、養育に 不安を抱える乳児家庭に対して地域の支援員 等が訪問し支援します。	子ども家庭支援 センター	

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
8	児童虐待防止に 向けた啓発の推 進(再掲)	大田区における児童虐待への対応力を高めるため、「児童虐待対応マニュアル」を改訂するとともに、新設保育施設等への配布により啓発活動を推進します。	子ども家庭支援 センター	
9	児童虐待防止 ネットワーク	要保護児童対策地域協議会(代表者会議・実 務者会議・個別ケース会議)を開催し児童虐 待防止ネットワークの推進を図ります。	子ども家庭支援 センター	
10	小・中学校にお ける子どもの心 サポート月間の 実施	6月と II 月を「子どもの心サポート月間」 と位置付け、区立小学校 4 年から中学校 3 年の児童・生徒を対象に学校生活調査(メン タルヘルスチェック)を実施し、その結果か ら必要に応じて個別面談等を行い、適切に組 織的な対応をします。	指導課	おおた教育ビジョン
1	中学校における 学級集団調査	学校生活への意欲や満足度、対人関係への配慮や関わりを調査します。調査結果を踏まえ、声掛けや面談を行うことで、居心地のよい学級集団をつくり、不登校やいじめの未然防止に取り組みます。	指導課	おおた教育ビジョン
(2)	問題行動対策の 充実	児童・生徒の問題行動に対して、専門的な力 を有する経験豊かな人材を学校に派遣しま す。	指導課	おおた教育ビジョン
(3)	スクールカウン セラーの配置	都費のスクールカウンセラーを全小中学校に配置し、区費のスクールカウンセラーも全中学校と規模の大きな小学校、館山さざなみ学校、2つの中学校の相談学級、4つの適応指導教室に配置します。計画的にスクールカウンセラーの研修を実施し、学校内における相談体制の充実を図り、学校不適応状態にある児童・生徒及びその保護者、教員へのきめ細い支援を行います。	教育センター	おおた教育ビジョン
(4)	登校支援員の配 置	登校をためらいがちな児童・生徒に対して、 顔見知りの学校の非常勤講師等が登校支援員 として送迎や別室対応を行います。担任教 師・保護者と連携しながら児童・生徒が安心 して登校することができる、きめ細かな支援 を行います。	指導課	おおた教育ビジョン
(5)	メンタルフレン ドの派遣	不登校等の子どもを対象に、心理学や教育学 専攻の大学生等をその家庭に派遣し、話し相 手などの活動を通して学校生活への復帰を支 援します。	教育センター	おおた教育ビジョン
(6)	適応指導教室「つばさ」	不登校状態の児童・生徒が早期に在籍校に復帰できるよう、保護者・在籍校と連携し、学習支援・集団での活動支援を行います。	教育センター	おおた教育ビジョン
17	スクールソー シャルワーカー の配置	経済的困窮や養育上の困難など、学校だけでは解決が困難な課題を抱える児童・生徒とその家庭を支援するため、社会福祉の専門的な知識と経験を兼ね備えたスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱える家庭への支援を推進します。	教育センター	おおた教育ビジョン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
(8)	障がい児等の早 期支援(相談・療 育等)(再掲)	こども発達センターわかばの家において、発達障がい児及びその疑いのある乳幼児の保護者からの相談を受け、発達状況に応じた支援を行います。		おおた障がい施策 推進プラン
(9)	児童の発達相談・ サービス等利用相 談(再掲)	心身の発達に遅れや偏り、また、その疑いのある乳幼児や子育てについての心配や悩み等の発達相談を実施します。また、18歳未満の児童を対象に、通所サービス等を利用するための「障害児支援利用計画」や「サービス利用計画」の作成を行う計画相談を実施します。	障害福祉課 (わかばの家)	おおた障がい施策 推進プラン

## 個別目標 I-5 子育て世帯への多様な生活支援

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
1	児童扶養手当	父または母と生計を同じにしていない児童が 育成される家庭の、生活の激変を一定期間緩 和し、自立の促進に寄与することを目的に支 援を行います。	子育て支援課	
2	特別児童扶養手 当	身体又は精神に障がいを有する児童について、障がい児の福祉の増進を図るため支援します。	子育て支援課	
3	児童育成手当	児童の福祉の増進を図ることを目的とし、児 童の心身の穏やかな成長に寄与することを趣 旨として支援します。	子育て支援課	
4	母子家庭及び父 子家庭自立支援 給付金事業	母子家庭の母等の就労を支援するため、職業 能力開発のための講座受講や国家資格取得の ための修業期間中に給付金を支給します。	生活福祉課	おおた子どもの生 活応援プラン
5	母子及び父子福 祉資金貸付	母子家庭または父子家庭が経済的に自立した 生活を送るために必要な資金の貸付(転宅資 金、修学資金、就学支度資金、事業開始資金 等)を実施します。	生活福祉課	おおた子どもの生 活応援プラン
6	母子生活支援施 設(区立ひまわ り苑・コスモス 苑)の運営	施設において母子が健康で明るい生活ができ るよう援助・助言し、自立への支援を図りま す。	子育て支援課 生活福祉課	おおた子どもの生 活応援プラン
7	ひとり親世帯の 住宅確保支援	住宅に困窮するひとり親世帯の民間住宅への 入居を支援するために、相談を受けて助言を 行い、必要があれば、不動産関係団体へ住宅 の照会を依頼します。また、入居時に必要な 火災保険料や保証料等の一部を、所得制限を 設けて助成します。	建築調整課	大田区住宅マス タープラン
8	ひとり親世帯へ の転居一時金助 成	取壊し等のため民間の賃貸住宅から別の民間 住宅に転居が必要となった、現に児童扶養手 当を受給しているひとり親家庭に対して、転 居に必要な礼金・権利金、仲介手数料の一部 を、所得制限を設けて助成します。	建築調整課	大田区住宅マス タープラン
9	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス	ひとり親家庭で、一時的な事情により日常生活等の援助が必要な場合、ホームヘルパーを 派遣します。	生活福祉課	おおた子どもの生 活応援プラン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
(1)	重症心身障がい 児(者)短期入 所	医療的ケアの必要な方も含む重症心身障がい 児(者)で6歳以上の方を対象とした短期 入所事業を行います。	障がい者総合サ ポートセンター	おおた障がい施策 推進プラン
1	障害児通所支援 事業	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の利用についての相談やサービス利用に必要な給付決定を行い、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所などの利用を支援します。	障害福祉課	おおた障がい施策 推進プラン
(2)	重症心身障がい 児在宅レスパイ ト事業	重症心身障がい児や医療的ケア児の家族に、 一時的な休息や用事をすませてもらうため に、訪問看護師等が自宅などでの介護を代わ りに行います。	障害福祉課	おおた障がい施策 推進プラン
(3)	一時預かり保育	家庭において、緊急または一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、子ども家庭支援センターや萩中児童館で保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる乳幼児の一時預かりを実施します。	子育て支援課 子ども家庭支援 センター 保育サービス課	
(4)	ショートステ イ・トワイライ トステイ・休日 デイサービス事 業	2歳から5歳までの児童を対象にショートステイ(宿泊型保育)、トワイライトステイ(17時から22時までの夜間一時保育)、休日デイサービス(日曜・祝祭日の日中における保育)を実施します。	子ども家庭支援 センター	

## 個別目標 1-6 子育て支援のネットワークづくり

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	地域とつくる支 援の輪プロジェ クト	地域で子どもを見守るための体制をつくっていくため、子どもの生活応援に資する地域の活動団体等をつなぐネットワークづくりに取り組みます。	福祉管理課	おおた子どもの生 活応援プラン
2	子育て力向上支 援事業	子育てに悩む乳幼児を持つ親たちが相互に学 びあうグループを支援するためのプログラム を児童館で実施します。	子育て支援課	
3	子育て関係機関 による連絡会	関係機関との情報交換等の連携と子育て支援 の充実のため連絡会を実施します。	地域健康課	おおた健康プラン
4	子育てすくすく ネット事業	児童館等を活用し、地域の子育て支援ネット ワークの拡大を図ります。	子育て支援課	
⑤	民生委員・児童 委員との連携	子育てに関する相談・虐待等に関する通報を 受けて、地域と連携して課題を解決します。	福祉管理課	大田区地域福祉計画
6	児童発達支援地 域ネットワーク 会議等	関係機関や児童発達支援事業所とネットワークを構築し、発達障がいに関する地域支援力の向上と人材育成・啓発を促進します。	障がい者総合サ ポートセンター	おおた障がい施策 推進プラン
7	医療的ケア児・ 者支援関係機関 会議の運営	医療的ケアの必要な方が適切な支援を受け、 安心して生活を営むことができるよう、保 健、医療、福祉等の関連分野の支援機関によ る「医療的ケア児・者支援関係機関会議」を 開催し、情報交換、連絡等を行います。	障害福祉課	おおた障がい施策 推進プラン
8	大田区心身障害 児(者)地域活 動支援センター 運営支援	心身障がい児(者)を対象としている地域活 動支援センターの運営を支援します。	障害福祉課	おおた障がい施策 推進プラン

## 基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します

## 個別目標2-1 保育サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
1	私立(認可)保 育園の整備	認可保育所の入所希望者の増加や待機児童の 状況を踏まえ、多様なニーズに応える保育 サービス基盤の拡充を進めるため、民間事業 者による認可保育所の新規開設を支援しま す。	保育サービス課	
2	小規模保育所の 整備	低年齢児の待機児解消を進めるため、民間事業者による定員 19 人以下の小規模保育所の新規開設や保育の質の向上を支援します。	保育サービス課	
3	定期利用保育事 業の充実	パートタイムなどの多様な就労形態や、ライフスタイルに対応した定期利用保育事業を推進します。	保育サービス課	
4	認証保育所の整 備	長時間保育等の多様なニーズに応えるため、 民間事業者による認証保育所の新規開設や保 育の質の向上を支援します。	保育サービス課	
(5)	家庭福祉員(保 育ママ)による 保育の拡充	2 歳未満の乳児を対象に、家庭福祉員(保育ママ)が、自宅又はグループ保育室で実施する保育事業を推進します。	保育サービス課	
6	事業所内保育所 開設等の支援	区内事業所の従業員が育児と仕事を両立できるよう事業所内保育所の開設等の企業の取り 組みを支援します。	保育サービス課	
7	時間外保育	就労等で通常の開園時間を超えて保育を必要とする人に対応する時間外保育(延長保育) 事業を実施します。	保育サービス課	
8	私立幼稚園預か り保育事業	私立幼稚園が実施する、在園児を対象とした 預かり保育事業を支援します。	教育総務課	
9	休日保育	年末年始を除く日曜日、祝祭日に保護者が就 労の為家庭で保育出来ない児童を、認可保育 所で保育します。	保育サービス課	
(1)	年末保育	12月29·30日に保護者が就労等のため家 庭で保育ができない児童を、認可保育所で保 育します。	保育サービス課	
1	病児・病後児保 育	病気等により保育園等に通えない児童を、医療機関等に併設された専用スペース等で保育 します。	保育サービス課	
(2)	区立保育園にお ける医療的ケア 児の受け入れ	Ⅰ 歳児以上を対象に、一部の区立保育園で医療的ケアを必要とする児童の受け入れを行います。	保育サービス課	
(3)	保育所等におけ る障がい児等の 受け入れ	全認可園で保育を必要とする障がい児の受け 入れを実施します。	保育サービス課	
<b>(4</b> )	区立保育園の改 築・改修	耐震診断結果に基づく耐震改修や、老朽化した保育園の改築・改修を進め、良好な保育環境を整備します。	子育て支援課	

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
(5)	保育士確保対策 の実施	区内保育施設における人材の確保を支援し、 定着を図るため、職員の処遇改善や宿舎借上 げ補助、保育人材情報ポータルサイト「おお た ほいくぽーと」の運営、保育園就職フェ ア等を実施します。	保育サービス課	
16	保育士等研修の 実施	区内の保育施設で従事する職員の専門知識・ 技術のスキルアップを図ります。また、相談 事業・サービス向上のための研修を実施しま す。	保育サービス課	
17	区立保育園の拠 点機能強化	地域の保育水準の向上のため、18 の区立拠 点園を中心として、家庭福祉員への訪問支 援、認証保育所、小規模保育所等との交流保 育、拠点園での公開保育研修など、保育連携 推進事業を実施します。	保育サービス課	
(8)	第三者評価の実 施	保育サービスの内容や質を公平な第三者機関 により評価し、比較可能な情報として区民に 提供します。	保育サービス課	
(9)	学童保育事業 (放課後児童健 全育成事業)	就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童(   年生から6年生)に区立小学校施設や児童館施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ります。	子育て支援課	
20	学童保育(放課 後児童健全育成 事業)の延長保 育、夏休み利 用、一時利用	【延長保育】就労などのために 17 時以降保護者がいない家庭の学童を対象に 18 時まで(委託児童館及び放課後ひろばについては19 時まで)預かります。 【夏休み利用】夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。 【一時利用】家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。	子育て支援課	
2)	学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ	小学校6年生までの特別な配慮を要する児童 の受け入れを全学童保育室で実施します。	子育て支援課	

## 個別目標2-2 仕事と子育ての両立を促す意識づくり

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	女性のための相談	男女平等推進センターで女性のための相談を 実施します。対人関係、自分の生き方や性 格、夫婦や親子関係、雇用、ハラスメント等 に関する相談を受けています。	人権・男女平等 推進課	男女共同参画推進プラン
2	ワーク・ライ フ・バランスの 啓発	ワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、 男性の家庭参画を促すため、男性のための日 常的な家事や子育て参加支援の講座などを開 催します。	人権・男女平等 推進課	男女共同参画推進プラン
3	男女平等・男女 共同参画に関す る講演会やセミ ナー等の開催	男女共同参画に対する理解を深め、家庭や職場などあらゆる場で性別役割分担意識を解消できるよう、講演会やセミナー等を開催します。	人権・男女平等 推進課	男女共同参画推進プラン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
4	男女平等に関する情報誌「パス テル」の発行	男女平等・男女共同参画に関する情報の提供 や、性別役割分担意識の解消に向けた意識づ くりを図ります。	人権・男女平等 推進課	男女共同参画推進プラン
(5)	女性のエンパ ワーメントセミ ナー	女性が様々な分野でチャレンジできるよう、 潜在能力の引き出しとスキルアップを図り、 再就職を支援する講座を実施します。	人権・男女平等 推進課	男女共同参画推進プラン
6	「テクノプラ ザ」等による呼 びかけ	子育てや女性の就労に対する理解を深め、支援する気運を盛り上げるため、記事を掲載します。	(公財) 大田区 産業振興協会	
7	商業団体他産業 団体への働きか け	商業団体他産業団体の情報誌等への掲載を働 きかけます。	産業振興課	

## 基本目標 3 保護者と子どもの健康の確保及び増進を図ります

## 個別目標3-1 保護者と子どもの健康の確保

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	母子健康手帳の 交付	妊娠の届出をした方に母子健康手帳、母と子 の保健バックを交付します。	健康づくり課 地域健康課 特別出張所等	おおた健康プラン
2	妊婦健康診査	妊婦健康診査の費用を   4回まで、超音波検査の費用を   回助成します。	健康づくり課	おおた健康プラン
3	妊婦歯科健康診 査	地区歯科医師会に委託して歯科健診を実施し ます。	健康づくり課	おおた健康プラン
4	妊娠高血圧症候 群等療養援護	妊産婦が妊娠高血圧症などの病気にかかり、 入院して治療する必要がある場合、健康保険 の自己負担分を助成します。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
5	すこやか赤ちゃ ん訪問(新生児・ 産婦訪問指導)	すべての乳児家庭を生後4か月までに訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境を確認し、子育て情報の提供を行います。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
6	出産・育児支援 事業(子育て世 代への健康相 談)	随時、子どもや家庭の抱える健康上の問題に ついて医師、保健師、栄養士、歯科衛生士 が、面接・電話や家庭訪問などで相談に応じ ます。	健康づくり課地域健康課	おおた健康プラン
7	産後ケア	出産直後は母親の体調が不安定で、育児不安 も強くなりやすい時期であるため、母親の身 体的、心理的な安定をはかるため、訪問型、 デイサービス型などの支援を行います。	健康づくり課地域健康課	おおた健康プラン
8	産後家事・育児 援助事業	心身共に静養が必要な産婦のいる家庭が低額 で利用できる家事援助・育児補助を行うヘル パーを派遣します。	子ども家庭支援 センター	
9	乳幼児健康診査 (4か月児~3 歳児)	乳幼児の健全育成や健康管理のために健康診査を実施するとともに、栄養・育児相談を行うことで養育者が安心して子育てができるよう支援します。(4か月児、6か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児)	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
(1)	乳幼児歯科相談	乳幼児歯科相談を実施します。 ①歯科健康教育 ②歯科健康相談 ③歯科経過観察健診 ④予防処置 ⑤保健指導	地域健康課	おおた健康プラン
0)	幼児歯科健康診 査・う蝕予防	地区歯科医師会に委託して歯科健診、フッ化 物塗布を実施します。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
(2)	予防接種	予防接種法に基づき、各種ワクチンを医療機 関に委託して行い、感染症の感染・発病を予 防します。	感染症対策課	おおた健康プラン
(3)	乳幼児経過観察 健康診査	小児科医による健診・指導が必要な乳幼児に 健康診査を実施します。	地域健康課	おおた健康プラン
4	乳幼児保健指導	保健師・栄養士・歯科衛生士等による訪問・ 面接・電話等による育児等の相談を実施しま す。	地域健康課	おおた健康プラン
(5)	39 歳以下基本健診	18歳以上39歳以下で、職場などで健診を 受ける機会のない方に対し、健康診査を実施 します。	健康づくり課	おおた健康プラン
(6)	両親学級	妊娠・出産・育児等の講義、沐浴実習等を実 施します。	地域健康課	おおた健康プラン
17	育児学級等	保健師・栄養士・歯科衛生士等による育児・ 栄養・歯科指導を実施します。	地域健康課	おおた健康プラン
(8)	地域(出張型) 健康教育	地域の依頼により地域に出張して講習を実施 します。	地域健康課	おおた健康プラン
(9)	絵本との出会い 事業	4か月健診で絵本セットを配布して、読み聞かせの支援や子どもの健全な発達を促します。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
20	みんなでよい歯 のまちづくり	依頼により保育所や児童館、学校などに出張 し、歯科健康教育・健康相談を実施します。	地域健康課	おおた健康プラン
2)	乳幼児発達健康 診査	小児神経専門医による健診・指導を実施しま す。	地域健康課	おおた健康プラン
22	新生児聴覚検査 公費負担	新生児の聴覚障害の早期発見・早期療養を図 るため、新生児聴覚検査費用の一部を助成し ます。	健康づくり課	おおた健康プラン
23	子育てグループ ワーク(子育て 支援事業)	心理相談員、保健師等とともにグループワー クを行い、子育てを支援します。	地域健康課	おおた健康プラン
24	都の重症心身障 がい児支援(訪 問事業等)との 連携	都の保健師・看護師が訪問し家族とともに日常生活上の看護をし、相談に応じる都の制度に対し、区の保健師が連携をとり、障がい児と家族の支援をします。	地域健康課	おおた健康プラン
25	療育給付	骨関節結核及びその他の結果に罹患している 18 歳未満の児童に対して、指定医療機関に 入院させ医療給付を行い、学習や療養生活に 必要な学用品、日用品を給付します。	健康づくり課	おおた健康プラン
26	養育医療給付	医療を必要とする未熟児に対する養育に必要 な給付を実施します。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
27	育成医療費給付	身体の障がいのため手術を必要とし、治療効果が期待される 18 歳未満の児童に対し医療給付を実施します。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
28	子ども医療費助 成事業	児童の医療費を助成し、児童の健康の確保及 び増進、保護者の経済的負担の軽減を図りま す。	子育て支援課	
29	ひとり親家庭等 医療費助成事業	ひとり親家庭の保健の向上に寄与するととも に、福祉の増進を図ることを目的に、医療費 の自己負担の一部を助成します。	子育て支援課	

## 個別目標3-2 学童期・思春期の保健対策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	自殺総合対策の 推進	大田区自殺対策戦略本部を設置して対策を検 討すると共に、関係機関による大田区自殺総 合対策協議会を開催し、自殺対策の推進を図 ります。	健康医療政策課	おおた健康プラン
2	精神保健に関す る医師・保健師 による相談	専門医や保健師による相談(来所、家庭訪 問、電話等)を実施します。	地域健康課	おおた健康プラン
3	精神講演会	毎年テーマを設定し、専門医等による講演を 実施します。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
4	東京都薬物乱用 防止推進大田地 区協議会への支 援	協議会が開催する小・中学生の薬物乱用防止ポスター・標語コンクールの優秀作品の表彰式、その他、薬物乱用防止キャンペーン活動の支援をします。	生活衛生課	おおた健康プラン
(5)	区立小中学校に おける喫煙防止 教育	がん教育の一環として区立小学校の6年生、 区立中学校の3年生を対象に喫煙が体に及ぼ す影響等を学ぶ喫煙防止教育を実施します。	学務課	おおた教育ビジョ ン
6	性感染症予防講 演会	性感染症予防のための講演会を実施します。	感染症対策課	おおた健康プラン
7	学校におけるが ん教育	小学校は体育科の保健領域、中学校は保健体 育科の保健分野において、がんについて学習 します。	指導課	おおた教育ビジョ ン

#### 個別目標3-3 食育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	食育推進検討会・食育フェア	関係機関との情報交換等の連携と充実のため、食育推進検討会を実施します。また、食育に関する活動について広く区民に周知するため、駅ビルなど民間と連携してパネル展を開催します。	健康づくり課 地域健康課 生活衛生課 子育て支援課 保育サービス課	おおた健康プラン
2	在宅栄養士 (会)との連携 による食育パネ ルシアター等	グループ間の情報・意見交換で連携・協力 し、児童館等を利用している児童を対象とし たパネルシアター等の活動の充実を図りま す。	地域健康課	おおた健康プラン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
3	栄養セミナー・ 栄養講習会(妊 婦・一般)	健康的な食生活のための講習会を実施します。また、「パパの」「ママの」クッキングスクール、妊婦に対して離乳食の調理実習を実施します。	地域健康課	おおた健康プラン
4	保育園における食育指導	園児に対して野菜栽培や米づくりなどの体験 を通じ食への関心と食を大切にするこころを 育みます。また、保護者に対して離乳食講習 会や給食と食材の展示、地域の子育て世代に 対して食育指導などを行います。	保育サービス課	
(5)	学校における食 育指導	全校に食育推進チームを組織するとともに、 学校における食育を推進する中核となる食育 リーダーを配置し、指導の全体計画と各学年 の年間指導計画を作成し、実践します。	指導課	おおた教育ビジョ ン
6	児童館における 食育指導	乳幼児保護者向けに栄養相談、離乳食講座等を行います。また、小学生対象の食育パネルシアターや野菜栽培等を通じて、食への関心を深め、日本の食文化にふれる体験を行います。	子育て支援課	

## 個別目標3-4 産科・小児医療の充実

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	かかりつけ医の 推進	両親学級、すこやか赤ちゃん訪問(新生児・ 産婦訪問指導)、健診等の機会ごとに近隣医 を紹介し、かかりつけ医をもつことを勧めま す。	健康医療政策課 健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
2	休日診療・休日 準夜診療・土曜 準夜診療	医師会委託で祝休日及び土曜準夜等の急病患 者の診療を実施します。	健康医療政策課	おおた健康プラン
3	平日準夜小児初 期救急診療	平日準夜における小児救急患者の初期救急医療を実施します。	健康医療政策課	おおた健康プラン
4	歯科休日応急診 療	休日における歯科応急診療医療を実施しま す。	健康医療政策課	おおた健康プラン
5	産科医療機関の 設備整備費助成 事業	分娩機能の拡充を図るため、医療機器等を購入する医療機関に対し助成を行い、区内で安心して子どもを産める環境を整備します。	健康医療政策課	おおた健康プラン
6	地域医療機関と の協議会等の開 催	医師会や医療機関と入院医療、周産期医療、 小児医療等に関する検討・協議を行います。	健康医療政策課	おおた健康プラン

## 基本目標4 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます

## 個別目標 4- | 幼児期・学齢期の教育の充実

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	保幼小の交流及 び連携事業	体験を広げる子ども同士の交流を充実させる とともに、子どもの成長を一貫して支援する ため、各教育機関の教職員同士の相互連携を 図るための研修や情報共有を推進します。	幼児教育センター 指導課	おおた教育ビジョン
2	幼児教育連絡協 議会の設置	幼稚園・保育所・小学校等の連携や交流の機 会を充実し、共通理解を深めます。	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
3	幼稚園教諭・保 育士合同研修	幼稚園教諭・保育士の資質向上を図る研修を 推進し、教諭・保育士一人ひとりの幼児理解 を深めます。	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
4	私立幼稚園特別 支援教育事業	特別な支援を要する園児の教育条件の維持、 向上のために必要な経費の一部を補助金とし て交付します。	教育総務課	
(5)	大田区学習効果 測定	児童・生徒一人ひとりの基礎的・基本的な学習内容の定着状況を把握し、授業改善を図ることを目的に調査を実施します。 また、測定結果に基づき、教育課題とその解決策を分析し、教員の授業力向上のための研修会や学校支援を行います。	指導課	おおた教育ビジョン
6	学習カルテに基 づいた学習カウ ンセリング	大田区学習効果測定の結果や日常の学習内容 の定着度を把握し、児童・生徒一人ひとりの 学習状況を記録した学習カルテに基づき、児 童・生徒と面談し、一人ひとりの学習のつま ずきや学習方法について指導し、基礎学力の 定着を図ります。	指導課	おおた教育ビジョン
7	習熟度別少人数 指導	英語、算数、数学において、児童・生徒の習 熟度に応じて少人数学級を編成し指導を行 い、児童・生徒一人ひとりの基礎学力を確実 に定着させます。	指導課	おおた教育ビジョン
8	補習教室	学習指導講師などを配置し、放課後及び土曜 日の補習教室を通して、児童・生徒一人ひと りの基礎学力を確実に定着させます。	指導課	おおた教育ビジョン
9	子どもの学習支 援	生活困窮状態にある世帯の子どもに対して、 週 I 回の学習支援を行うことにより基礎学力 の定着と高校進学を支援します。	蒲田生活福祉課	おおた子どもの生 活応援プラン
(1)	日本語特別指導 (初期指導)、日 本語学級	日本語指導が必要な外国人児童・生徒や、海外から帰国した児童・生徒を対象に個別や小集団による日本語指導を行います。 さらに、日本語特別指導を終了した児童・生徒に対して、日本語による学習適応力の更なる向上のため学習言語の習得を支援します。	指導課 学務課	おおた教育ビジョン
(1)	こども日本語教 室	日本語が不自由なため未就学となっている外 国籍等の子どもに日本語指導を行うことで、 就学に結び付けます。	(一財) 国際都市おおた協会	「国際都市おお た」多文化共生推 進プラン
(2)	特別支援学級の 運営	特別支援学級への介添員の配置及び教材等整 備を行います。	学務課 指導課	おおた教育ビジョン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
(3)	特別支援教育実 施体制の整備	特別支援教育における教育内容・方法を充実 し、小中学校における総合的支援体制を整備 します。	学務課 指導課	おおた教育ビジョン
<b>(4</b> )	学齢期の発達障 がい児支援(専 門相談・療育)	学齢期の発達障がいに関する専門的見地に基 づいた相談・療育事業等を障がい者総合サ ポートセンターで実施します。	障がい者総合サ ポートセンター	おおた障がい施策 推進プラン
(5)	道徳授業地区公 開講座	道徳の授業公開と保護者、地域住民との意見 交換会を実施します。	指導課	おおた教育ビジョン
6	小中一貫の視点 に立った道徳教 育	小学校から中学校への円滑な接続を行うため、義務教育を9年間の枠で考え、小中一貫教育プログラムに基づき、一貫した教育を行い、規範意識の向上をめざします。	指導課	おおた教育ビジョン
17	人権教育の推進	学校と家庭、地域が連携し、道徳授業地区公 開講座の充実を図り、子どもたちの他者を尊 重し、生命を尊ぶ心を育てるとともに、児 童・生徒一人ひとりの自己肯定感や自己決定 力を育成します。	指導課	おおた教育ビジョン
(8)	規範意識向上プ ログラム	幼児教育、小中学校の発達の段階に応じた道 徳教育を実施することで、幼児教育期から学 校教育期まで体系的に規範意識の育成を図り ます。	指導課	おおた教育ビジョン
(9)	体育指導と外遊 び	小学校第 I・2 学年の体育指導の充実を図ります。また、中休みの時間の延長など、外遊びの指導による体力向上を図ります。	指導課	おおた教育ビジョン
20	幼児期運動指導 リーダー保育者 養成	幼稚園、保育園の保育者に対して、幼児の発達に応じた効果的な運動遊びの理解を深める研修会を実施し、効果的な指導方法の普及と実践を進めます。	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
2)	親子運動遊び講 座	親子で楽しく実践できる運動遊びの講座を行い、体を動かす楽しさと適切な生活習慣、運動習慣の重要性について啓発を進めます。	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
22	ICT教育の推 進	電子黒板やタブレット端末などのICTを積極的に授業に活用し、分かりやすく質の高い授業を行うことで確かな学力の定着を図るとともに、児童・生徒自身がこれらの機器を使いこなし、自分の考えをまとめ、課題解決する力を育てます。	学務課 指導課	おおた教育ビジョン
23	学校教育施設の 整備	良好な教育環境づくりを進めるとともに、今 後、大量に見込まれる学校施設等の改築需要 に対応するため、計画的な改築を進めます。	教育総務課	おおた教育ビジョン

## 個別目標 4-2 子どもの自立する力を育む体験機会や居場所の提供

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
(1)		地域における青少年健全育成活動を積極的に 推進するため、青少年対策地区委員会への委		青少年健全育成の ための大田区行動
	区委員会)	託契約により地区活動事業を実施します。		計画

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
2	大田区子ども ガーデンパー ティー	青少年対策地区委員会が中心となり、各会場実行委員会を組織し実施します。区内 10 会場でゲームや軽スポーツを楽しみながら、地域の人たちと一緒に活動する体験を通して、子どもたちが健やかに成長することを願って、地域ぐるみの協力を得て開催します。	地域力推進課	青少年健全育成の ための大田区行動 計画
3	子ども向け人材 育成事業(工場 見学とものづく り体験)	工場見学とものづくり体験を通して、大田区のものづくり産業の意義とその魅力を知ってもらいます。また、親子で楽しむ「ロボット教室」やプログラミングロボットづくりなど、工業大学や産業技術高等専門学校等と連携したものづくり実践教室を実施し、ものづくりの楽しさを通じて、未来のものづくり人材を育成します。	産業振興課	
4	家庭教育学習会 (学校デビュー 応援プログラ ム)	子どもの小学校生活がより充実したものにな るための家庭や親の役割について学習会を実 施します。	教育総務課	おおた教育ビジョン
5	区立学校におけ る職場体験活動 の充実	勤労の尊さや意義を理解し、職業や進路の選択等に必要な勤労観や職業観を身に付け、 キャリア教育充実の視点から共に助け合って 生きる人間としての生き方についての自覚を 深め、将来の社会人として自立していくため の態度を育成する教育を推進します。	指導課	おおた教育ビジョン
6	区立学校におけ る自然体験活動 の実施	豊かな自然環境の中で、移動教室等を通じて 自然に親しむとともに人々との交流を深め集 団生活の在り方を体験するなど、心身ともに 健全で調和のとれた人間の育成を推進しま す。	学務課 指導課	おおた教育ビジョン
7	国際理解教育の 推進	日本の伝統・文化や異文化を理解するととも に、外国の方々とのコミュニケーション能力 の育成や互いの人権を尊重する態度など、国 際社会に貢献できる力を育成するための教育 活動を推進します。	指導課	おおた教育ビジョン
8	子どもの長期休 暇応援プロジェ クト	夏休みなどの長期休暇中に深刻化しやすい子 どもの課題に着目し、学習支援、昼食提供、 体験機会の提供を行います。	福祉管理課	おおた子どもの生 活応援プラン
9	放課後の居場所 づくり(放課後 ひろば事業)	【学童保育事業】就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童(1年生から6年生)の健全育成を図ります。 【放課後子ども教室】学校の施設を活用して、児童の放課後の安心・安全な居場所を実現し、児童の放課後の活動と交流を通じたプログラムを実施します。	子育て支援課 教育総務課	おおた教育ビジョン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
10	学童保育(放課 後児童健全育成 事業)の延長保 育、夏休み利 用、一時利用 (再掲)	【延長保育】就労などのために 17 時以降保護者がいない家庭の学童を対象に 18 時まで(委託児童館及び放課後ひろばについては19 時まで)預かります。 【夏休み利用】夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。 【一時利用】家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。	子育て支援課	
(1)	学童保育での特別な配慮を要す る児童の受け入れ(再掲)	小学校6年生までの特別な配慮を要する児童 の受け入れを全学童保育室で実施します。	子育て支援課	
(2)	児童館の学童保 育・一般利用 (自由来館)	小学生、中学生が自由に利用できる施設で す。館内には図書室、工作室、遊戯室などが あります。	子育て支援課	
(3)	学校施設開放事 業	児童の安全な遊び場として校庭を開放するほか、スポーツやレクリエーションなどの身近な活動の場として土日休日に学校施設を開放します。	教育総務課	おおた教育ビジョン
(4)	中高生ひろば	中高生世代の健全育成を目的に交流・活動・ 相談支援を行う中高生専用施設として、羽田 地域力推進センターに「中高生ひろば羽田」 を設置しています。今後は令和3年度開設予 定の(仮称)新蒲田一丁目複合施設内に設置 するほか、大森地区等での設置を検討し、充 実を図ります。	子育て支援課	
(5)	保育園・児童館 の児童と高齢者 との交流	保育園、児童館の児童が高齢者と交流しま す。	保育サービス課 子育て支援課	
16	保育園・児童館 への中高生ボラ ンティア活動の 推進	中高生のボランティアを受け入れ、園児や児 童との生活や遊びを通してふれあいの機会を 持ちます。	保育サービス課子育て支援課	
17	リーダー講習会 (小学生・中高 生)	青少年向けリーダー講習会を実施します。 ①リーダー講習会(小学生対象) (※青少対会長会に事業委託) ②リーダー講習会(中学・高校生対象)	地域力推進課	青少年健全育成の ための大田区行動 計画
(8)	リーダー講習会 (成人)	指導者向けリーダー講習会を実施します。 ①自然体験キャンプセミナー ②青少年教育指導者セミナー I (リスクマネ ジメント) ③青少年教育指導者セミナー II (居場所)	地域力推進課	青少年健全育成の ための大田区行動 計画
(9)	地域に根ざした 公園・緑地の整 備	乳幼児親子や小、中学生に遊びの場を提供します。	都市基盤管理課 建設工事課 地域基盤整備課	おおた緑の基本計 画グリーンプラン おおた

## 基本目標 5 子育てにおける安全・安心な社会環境を確保します

## 個別目標 5- | 子どもを守り健やかな育ちを促す施策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	防災対応マニュ アル・防災の手 引き等	災害に備えて、児童館、保育所等の各施設で 防災の手引きの作成をしています。	子育て支援課 保育サービス課	
2	災害物品の備蓄	大規模災害に備え、区内すべての児童館、保 合の備蓄 育施設等に3日分の水・食料を備蓄し、子ど もたちの安全・安心を図ります。		
3	妊産婦避難所の 設置	産後間もない母子等が災害時に安心して過ご せる生活の場として 、分娩医療機関の近隣 に「妊産婦避難所」を設置します。	健康医療政策課	おおた健康プラン
4	保育園における 福祉避難所の整 備	災害発生後、被災した乳児とその保護者の一時的な生活の場を確保するための福祉避難所 を保育園において整備します。	保育サービス課	
5	子育て世帯への バリアフリー情 報の提供	「おでかけマップ」の充実を図ります。	福祉管理課	大田区ユニバーサ ルデザインのまち づくり基本方針ア クションプラン
6	区民 <del>安全・安</del> 心 メールサービス の運用	子どもの安全・安心を確保するため、携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、希望する保護者、施設管理者等へ不審者情報のメールを配信します。	防災危機管理課	
7	こどもSOSの 家による見守り 活動の推進	子どもたちが犯罪などの被害に遭いそうになった場合の避難場所や気軽に相談できる場所としてSOSの家を設置しています。自治会・町会、PTA、学校、警察などの地域と連携した子どもの見守り活動を進めるとともに、子どもたちの健全育成を図ります。	地域力推進課	青少年健全育成の ための大田区行動 計画
8	公共空間での防 犯カメラの設置	公共空間における犯罪抑止力を高めるため、 自治会・町会や商店街に対して、防犯カメラ 設置費用の一部を補助するなどにより設置を 促進しています。	防災危機管理課	
9	防犯教育・訓練 の実施	小・中学校におけるセーフティ教室、保育園 などでの不審者侵入を想定した訓練を実施し ます。	指導課	おおた教育ビジョン
(1)	小学生への防犯 ブザーの配布	防犯教育の一環として、区立小学校に通う児童は入学時に学校から、区立以外の小学校に通う第   学年児童は申請により防犯ブザーを配布し、児童の安全・安心の確保を図ります。	学務課	おおた教育ビジョン
(1)	学校と警察等の 関係機関との情 報交換の実施	学校だけでは解決の難しい非行等の問題行動 に関し、必要な情報の連絡を行い、対策を講 じます。	指導課	おおた教育ビジョン
(2)	子育て家庭(世 代)への交通安 全教育	乳児や幼児を抱える保護者(世代)を対象 に、未就学保育施設等において子ども乗せ自 転車の正しい乗り方などを指導することによ り交通事故減少を推進します。	都市基盤管理課	大田区交通安全計画

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
(3)	「交通安全だよ り」の発行	保育園児・幼稚園児・小学生とその保護者を 対象に「交通安全だより」を発行し、交通 ルールや交通標識、道路標示など交通に関す る知識の修得や交通安全の普及を推進しま す。	都市基盤管理課	大田区交通安全計画
<b>(4</b> )	専任の交通安全指導員を配置し、児童に交通 交通安全巡回指 安全意識を身につけさせ、児童自身でその場		おおた教育ビジョン	
(5)	交通安全移動教 室の開催	保育園児を対象に、事故多発地点である交差 点対策として模擬交差点(信号機・横断歩道 マット持参)での訓練や施設周辺を歩行する 実地訓練等を通して、幼少時における交通 ルールの習得と保育者等の指導により歩行時 の交通事故防止を進めます。	都市基盤管理課	大田区交通安全計画
(6)	交通安全自転車 教室の開催	主として子どもを対象とし、交通公園の施設 内で自転車の運転に関する交通ルールについ て指導することにより、交通事故の防止及び 交通マナーの向上を図ります。	都市基盤管理課	大田区交通安全計画
17	少年の非行防止 啓発活動	薬物乱用防止の推進及び少年が特殊詐欺の加害者とならないために、警察・地域・学校等の関係団体と連携して少年の意識改革を促します。	防災危機管理課	
(8)	万引きしにくい 環境づくり	警察・地域・学校等の関係団体と連携し、万 引きしにくい店舗づくりのため、万引き被害 防止に向けた支援を行うとともに、小学5・ 6年生及び中学生に、万引きは犯罪であると いうチラシを配布します。	防災危機管理課	
19	有害図書等対策 の推進	各地区青少年対策地区委員会を中心に、青少年に悪影響を及ぼす有害環境浄化のため、書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店、成人向け雑誌・映像ソフト等販売店に対し、自粛要請活動を行います。	地域力推進課	青少年健全育成の ための大田区行動 計画

事業一覧については区ホームページでご覧いただけます。

https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota\_plan/kobetsu\_plan/kodomo/kagayakiplan/kosodatesien/keikaku2020-2024\_jigyoichiran.html



## 大田区子ども・子育て会議条例

平成 25 年 5 月 3 l 日 条例第 43 号

(設置)

第 | 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 | 項 及び第 3 項の規定に基づき、区長の付属機関として大田区子ども・子育て会議(以下「子育て 会議」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 子育て会議は、法第77条第 I 項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を調査審議 し、区長に答申又は提言をする。
  - (1) 区民及び関係団体との連携協働による子育て支援施策に関する事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子育て会議は、区長が委嘱する委員 15 名以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任者の残 任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

- 第6条 子育て会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、委員の3分の I 以上の者から子育て会議の招集の請求があったときは、子育て会議 を招集しなければならない。

(会議)

- 第7条 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 子育て会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、子育て会議の議決があったときは、非公開と することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

## 大田区子ども・子育て会議条例施行規則

平成 25 年 5 月 3 l 日 規則第 92 号 改正 平成 27 年 3 月 26 日 規則第 33 号 改正 令和元年 5 月 3 l 日 規則第 4 号

(趣旨)

第 I 条 この規則は、大田区子ども・子育て会議条例(平成 25 年条例第 43 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

- 第2条 条例第3条に規定する区長が委嘱する委員は、次に掲げる者とする。
  - (I) 学識経験者 I名以内
  - (2) 区民 | 名以内
  - (3) 子どもの保護者 | 名以内
  - (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 4名以内
  - (5) 区内関係団体の推薦を受けた者 6名以内
  - (6) 区議会議員 2名以内

(部会)

第3条 子育て会議には、所掌事項を分掌して調査審議を行わせるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第4条 子育て会議及び部会の庶務は、こども家庭部子育て支援課が処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和元年5月31日から施行する。

# 4

# 大田区子ども・子育て会議委員名簿

区分	団体名等	氏名(敬称略)
学識経験者(I名)	関東学院大学	◎澁谷 昌史
区民(1名)	公募委員	柴田 まゆみ
子どもの保護者(1名)	公募委員	松田 徹生
	私立幼稚園連合会	江尻 雅樹
子ども・子育て支援に	私立保育園連合会	加藤 保
関する事業に従事する者 (4名)	学校法人 簡野育英会	菊地 渉道
	社会福祉法人 大洋社	齋藤 弘美
	大田区3医師会	内山 浩志
	大田助産師会	古川 かほる
区内関係団体の推薦を	大田区民生委員児童委員協議会	〇吉田 久司
受けた者(6名)	青少年対策地区委員会	渡邉 義太
	労働団体 (連合大田地区協議会)	森谷 憲光
	東京商工会議所大田支部	田尻 久美子
	こども文教委員会 委員長	田村 英樹
区議会議員(2名)	こども文教委員会 副委員長	海老澤 圭介

<sup>※ ◎</sup>会長、○副会長

## 5

## 策定経過

## I 保護者ニーズ調査及び中高生本人を対象としたアンケート調査の実施

対象者	配布数	回収数	回収率	調査期間
就学前児童の保護者	2,500 件	1,234 件	49.4%	
小学校児童の保護者	2,500 件	1,398件	55.9%	T-4 00 F 1 1 I 1 / I
中学生	850 件	247 件	29.1%	平成 30 年     月   6 日     から   2 月 3 日
高校生世代	850 件	217件	25.5%	4 ) 12 /1 0 H
合 計	6,700件	3,096 件	46.2%	

## 2 大田区子ども・子育て会議における検討

回	開催日	主な議事内容
第1回	令和元年6月28日(金)	・「おおた子ども・子育てかがやきプラン」(現行計画)の概要 ・大田区子ども・子育て支援事業計画の策定概要 ・計画策定スケジュール
第2回	令和元年8月30日(金)	・「おおた子ども・子育てかがやきプラン」の事業実績 及び総合評価 ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の 見込みワークシート
第3回	令和元年     月   5 日(金)	・(仮称) 大田区子育て支援計画準備稿 ・量の見込みワークシートに関する委員意見
第4回	令和2年2月 I3日(木)	・パブリックコメントの意見 ・大田区子ども・子育て支援計画最終案

## 3 パブリックコメント(区民意見公募手続)の実施

募集期間	令和元年   2 月   6 日(月)から令和2年   月   5 日(水)まで
意見提出件数	パブリックコメント 106 件

## 4 区民説明会の開催

回	開催日	会場
第1回	令和元年  2月 7日(火)	大田区役所本庁舎
第2回	令和元年   2 月 20 日(金)	大田区役所本庁舎

# 6

#### 用語解説

#### 【あ行】

#### ICT (アイシーティー)

情報(Information)や通信(Communication)に関する技術の総称

#### 預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

#### 生きる力

確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスがとれた力

#### NPO (エヌピーオー)

特定非営利活動団体。Non Profit Organization の略。自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。

#### 【か行】

#### 核家族化

夫婦のみの世帯、または夫婦(ひとり親の場合も含む)と未婚の子どものみの世帯が増加する現象。

#### 家庭福祉員(保育ママ)

区が認定する、保育士等の有資格者で保育経験がある人、もしくは子育て経験のある人が、保護者との委託契約で生後 43 日から 2 歳未満の子どもを預かり、自宅またはグループ保育室で家庭的保育を実施する。

#### 規範意識

社会生活を営む上で基本となるルールを守ろうとする意識のこと。

#### キャリア教育

将来子どもたちが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくために、子どもたち一人ひとりの勤労観・職業観を育てていく教育。

#### 協働

区民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び区が共通の目的を持って、相互に 自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組 むこと。

#### 区民安全・安心メールサービス

防災情報や気象警報の発令や解除、防犯情報などを携帯電話にメール送信するサービス。

#### グループ保育室

自宅を提供しての保育が困難な家庭福祉員(保育ママ)が、複数で自宅以外の同じ施設 を使用し保育を行う事業。

#### 合計特殊出生率

I人の女性(15歳から49歳)が一生で出産する子どもの平均人数。

#### 子育て世代包括支援センター

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援や他の関係機関との連絡調整を行うなど、切れ目のない支援を提供するための仕組みのこと。

#### 【さ行】

#### 自己肯定感

自分をかけがえのない存在として感じ、自分を大切にし、自分らしさを力強く実現していこうとする態度や考え方。

#### 児童虐待

児童虐待は、親または養育者によって子どもに加えられた行為の中で、子どもの心を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為をいう。大きく次の4つに分類される。

①身体的虐待、②育児放棄/ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待。

#### 児童相談所

市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(児童福祉法第59条の4第 | 項の児童相談所設置市をいう)に設置される行政機関。

#### 社会資源

生活する上での様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、 知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

#### 周産期医療

「周産期」とは、妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死等、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性がある。「周産期」を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現する。

#### 小中一貫

小学校で行われる内容と中学校で行われる内容を連携させ、一貫性をもたせた体系的教育などを行うこと。

#### 食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てること。

#### スクールカウンセラー

いじめ、不登校などの学校不適応の未然防止や解決を図るため学校に配置され、児童・ 生徒の悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

#### スクールソーシャルワーカー

社会福祉などの専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

#### 青少年对策地区委員会

地域社会の力を結集して、青少年を取り巻く地域社会の環境浄化と青少年の健全育成を図ることを目的に、特別出張所を単位として、自治会・町会代表、青少年委員、スポーツ推進委員、PTA代表、民生委員児童委員、保護司、青少年団体関係者などによって構成される組織。

#### 【た行】

#### 男女共同参画

男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、個性と能力を発揮する機会を確保されることによって、ともに社会の活動に参画し、責任を担うこと。

#### 定期利用保育

毎日の利用のほか、利用者が預けたい曜日や保育時間(4時間以上)を柔軟に決められる保育事業。

#### 適応指導教室

不登校状態の児童・生徒が家で引きこもりにならないよう、在籍する学校以外の場所で 生活習慣の改善や学習指導を受けながら集団活動を通し、学校生活への適応を図る施設。

#### 特別支援教育

障がいなどにより、学習上・生活上の困難がある子どもに対して、小中高校などに準ずる内容で、自立を図ることを目的とする教育。

#### 【な行】

#### 認可保育所

児童福祉法に基づく児童施設で、建物や園庭の広さ、保育者の人数、保育時間などについて国が定めた基準を満たし、自治体によって認可された保育園。

#### 認証保育所

都民の保育ニーズに応えるために創設された東京都の独自基準(O歳児保育、I3時間所など)に基づく保育所。

#### 【は行】

#### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性 障がいなどの、通常低年齢で発現する脳機能の障がい。

#### バリアフリー

障がい者、高齢者などが社会生活を営む上で支障となる物理的、社会的、制度的、心理 的な様々な障壁を取り除くこと。

#### 不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況(病気や経済的な理由によるものを除く)であること。

#### 保育所保育指針

保育の内容やこれに関連する運営等について国が定めたもの。

#### ポータルサイト

インターネットに接続したとき、ウェブブラウザで最初に表示してもらうことを目的に 作られているウェブサイトのこと。

#### 母子生活支援施設

配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者の自立促進のためにその生活を支援し、退所した者については、相談その他の援助を行う施設(児童福祉法第 38 条)

#### 【ま行】

#### 民生委員・児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

#### 【ら行】

#### 療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている 能力を充分に発揮できるよう援助すること。

## 【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。

## 大田区子ども・子育て支援計画 2020-2024 第4期大田区次世代育成支援行動計画 第2期大田区子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行:大田区 こども家庭部 子育て支援課 〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目 13番 14号

電話:03-5744-1272(直通)

FAX:03-5744-1525

